

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び第4項の規定に基づき、下記の納付義務者に対する生活保護費返還金（地方自治法施行令第159条）の督促状について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の定めにより、公示送達します。

なお、督促状は、下記納付義務者から請求があれば、いつでも交付します。

令和8年10月6日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 送達対象者

原田 宏樹